令和８年（フ）第２５３号
佐賀市巨勢町大字牛島793番地29　ビジュアムールＡ棟106
債務者　内川　智貴
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５８号
佐賀市木原一丁目９番20号
債務者　稲富有美子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３４４号
佐賀市諸富町大字寺井津501番地
債務者　丸岡　慎一
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６４２号
東京都あきる野市伊奈1213番地３ハイツ清風105号
債務者　野口喜久代
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６９５号
東京都福生市大字福生785番地倉島アパート202号室
債務者　櫻井　　祐
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７２５号
東京都東久留米市小山一丁目17番２号
債務者　村上　純一
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７３５号
東京都三鷹市下連雀９丁目11番４号ｆｌａｔ　M105
債務者　金子　紘樹
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８２５号
東京都東村山市本町４丁目19番地本町アパート15―108
債務者　鈴木　信行
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８９７号
東京都昭島市中神町２丁目35番39号シモンコーポ102号
債務者　市川　康子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９２９号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西23―211
債務者　山室　由香
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１１１号
広島県東広島市八本松東６丁目６番39―203号　メゾン・ド・ラ・グラース
債務者　古武佳菜美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１２４号
広島市佐伯区五日市町大字下河内188番地６1004号
債務者　餅田　　綾
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１２６号
広島市中区吉島東２丁目１番12―101号
債務者　赤翼　正直
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１３０号
広島市西区横川町２丁目10番32―502号
債務者　田中　貴志
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３３号
栃木県足利市鹿島町395番地１　シティクラブ鹿島Ｂ102号、前住所栃木県佐野市植下町503番地１　ファミール田口Ｄ棟111号
債務者　篠原　正代
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで　宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第８５３号
千葉県松戸市五香８丁目21番地の８　シティシャトレーＡ103号
債務者　栗田　　愛
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８５５号
千葉県流山市加２丁目19番地の８　レオパレスグラツィア205
債務者　八田　貴志
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部